

「主な支援制度、相談窓口」(平成 19 年 9 月 28 日現在)

り災証明書の発行

名 称	内 容	対象となる方	相談窓口
り災証明書の発行	「り災証明書」は、住宅などの建物が床上浸水などの被害にあったことを証明するものです。見舞金の申請、各種の融資の申請、損害保険の支払請求などに必要となる場合があります。 手数料 100 円が必要です。	全壊、半壊、一部損壊、 床上浸水、床下浸水、自動車などが使用不能になるなどの被害に遭われた方	北秋田市消防本部 62-1119 森吉分署 72-3119 合川分署 78-2119 阿仁分署 82-2119

経済・生活面の支援

名 称	支援の内容	対象となる方	相談窓口
災害見舞金 (北秋田市)	床上浸水以上の災害を受けた方に対して、見舞金(10万円)を給付します。		北秋田市災害対策総合 相談窓口 森吉 72-3111 合川 78-2100 阿仁 82-2111 前田出張所 75-2111
教科書、学用品 の無償給与	住宅の床上浸水により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。	災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒	北秋田市教育委員会 義務教育課 62-6617
放送受信料の免除	災害により被害を受けた受信契約者に対して、一定期間NHKの放送受信料が免除されます。	災害救助法が適用された区域内において、半壊、床上浸水以上の被害を受けた建物 対象世帯は調査の上決定されます。	日本放送協会 秋田放送局営業部 018-824-8119 9:30~18:00(平日)

<p>災害援護資金貸付</p>	<p>災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金の貸し付けを行います。</p> <p>貸付限度額：被害状況により150万円～350万円</p> <p>貸付利率：年3%（据置期間中は無利子）</p> <p>据置期間：3年以内（特別の場合5年）</p> <p>償還期間：10年以内（据置期間を含む）</p>	<p>世帯主に1か月以上の負傷がある場合、家財の3分の1以上の損害がある場合、住宅の全壊・半壊がある場合</p> <p>所得制限（4人世帯の場合前年所得730万円）があります。</p>	<p>北秋田市生活環境課</p> <p>62-1110</p>
<p>生活福祉資金（災害援護資金）</p>	<p>災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な経費の貸し付けを行います。</p> <p>貸付限度額：150万円</p> <p>貸付利率：年3%（据置期間中は無利子）</p> <p>据置期間：1年以内</p> <p>償還期間：7年以内</p>	<p>上記の対象にならない方で、低所得者、生活保護世帯が対象です。</p>	<p>北秋田市社会福祉協議会</p> <p>69-8025</p> <p>社会福祉協議会ではこの他にも貸付制度が設けられています（状況により併用も可能です。）</p>
<p>国税（所得税など）の特別措置</p>	<p>災害時の国税の特別措置として</p> <p>所得税の軽減</p> <p>納税の猶予</p> <p>申告等の期限延長</p> <p>の制度があります。申請が必要な場合、またそれぞれ適用の条件がありますので、税務署にご確認ください。</p>		<p>大館税務署</p> <p>0186-42-0671</p>
<p>市税（市民税、固定資産税、国民健康保険税など）の特別措置</p>	<p>災害時の特別措置として</p> <p>減免</p> <p>納税の猶予</p> <p>申告等の期限延長</p> <p>の制度があります。申請が必要な場合、またそれぞれ適用の条件がありますので北秋田市にご確認ください。</p>		<p>市民税・固定資産税について</p> <p>北秋田市税務課</p> <p>62-1116</p> <p>国保税について</p> <p>保険課</p> <p>62-1118</p>
<p>国民年金保険料の免除</p>	<p>災害により損害を受けた方の国民年金保険料について申請に基づいて保険料が免除されます。</p>	<p>第1号被保険者で、その損害が最も大きい財産のおおむね2分の1以上の損害を受けた方</p>	<p>鷹巣社会保険事務所</p> <p>62-1308</p>
<p>雇用保険の失業給付</p>	<p>災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に雇用保険失業給付の基本手当を支給します。</p> <p>（通常、一時的な離職の場合、失業給付を受けることはできません。）</p>	<p>災害救助法が適用された区域に所在する事業所に雇用される方で被災により事業所が休廃止し、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方</p>	<p>ハローワーク鷹巣</p> <p>60-1586</p>

電気料金の特別措置等	被災された方の電気料金等について申出に基づいて次の措置を受けることができます。 電気料金の支払期限の延長 不使用月の電気料金の免除 電気施設の一部が使用不能となった場合の使用不能設備分の基本料金の免除 工事費等の免除	災害救助法適用市町村（北秋田市、能代市）及び隣接市町村（鹿角市、大館市、秋田市、仙北市、藤里町、八峰町、三種町、上小阿仁村）で被災された方	東北電力 0120-175-466
------------	--	---	----------------------

住まいの確保・再建のための支援

名称	支援の内容	対象となる方	相談窓口
災害復興住宅融資	自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資します。 補修資金の場合 融資限度額：耐火・準耐火住宅 640 万円 木造住宅 590 万円 貸付利率：年 2.1% (平成 19 年 9 月 26 日現在) 償還期間：20 年以内	建設資金、購入資金については、半壊以上の被害を受け、り災証明を受けた方 補修資金については、10 万円以上の被害を受け、り災証明を受けた方	独立行政法人 住宅金融支援機構 0120-086353
生活福祉資金 (住宅の補修等)	災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 融資限度額：250 万円 貸付利率：年 3 % 据置期間：6 か月 償還期間：7 年以内	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯 北秋田市が窓口となる災害援護資金の対象となる世帯の方はご利用になれません。	北秋田市社会福祉協議会 69-8025 社会福祉協議会ではこの他にも貸付制度が設けられています（状況により併用も可能です。）

上記の他、各金融機関においても貸付制度があります。

中小企業・自営業への支援

名 称	支援の内容	相談窓口
中小企業に対する支援	災害により被害を受けた中小企業の皆様への災害貸付、融資相談及び返済相談。	国民生活金融公庫 秋田支店 018-832-5641 大館支店 0186-42-3407 中小企業金融公庫 秋田支店 018-832-5511 商工組合中央金庫 秋田支店 018-833-8531
農林漁業に対する支援	被害を受けた農林漁業者や農林水産物の加工・流通業者を対象に、公庫からの借入金の返済や災害資金の利用などについての相談。	農林漁業金融公庫 秋田支店 0120-911-498 018-833-8247

その他

名称	相談内容	相談窓口
消費生活相談	「水につかった床下や外壁を点検します。」と いって突然に訪問し、「このままにしておいたら 大変なことになりますよ。」などと不安をあ おり、不要な乾燥機の取り付けや、補修工事を 売り込む悪質な業者の横行が懸念されます。不 審な業者の訪問、困ったことがあれば、ご相談 ください。	秋田県生活センター 018-835-0999
権利証（登記済証）を紛失 した場合	権利証を紛失しても権利を失うことはありませんが、再発行を受けることはできません。権利証を紛失していても、名義変更等の際には、登記官が事前通知の手続により、本人確認を行ったうえで登記をすることができます。	秋田地方法務局大館支局 0186-42-6514
年金手帳、年金証書を紛失 した場合	再交付を受けることができます。社会保険事務所 にお問い合わせください。	鷹巣社会保険事務所 62-1308
車の廃車手続、車検証の紛 失など	車を使用しない場合、廃車手続を早期に行う と、自動車税、自動車重量税、自賠責保険料の 還付を受けることができます場合があります。 また車検証は再発行を受けることができます。	秋田運輸支局 018-863-5811（代表） 軽自動車検査協会秋田事務所 018-862-3270
運転免許証を紛失した場合	再交付を受けることができます。北秋田警察署 にお問い合わせください。 なお、再交付を受けるまでは、自動車の運転は できません。	北秋田警察署 0186-62-1245 運転免許センター 018-824-3738
J A 共済についての相談	ご加入先の J A までお申し出ください。 ご加入先の J A にお申し出いただいてもご納 得いただけない場合などには、J A 共済共済相 談室を利用することができます。	J A 共済 共済相談室 0120-536-093
損害保険についての相談	損害保険全般の相談に応じます。損害保険会社 に対する苦情については、損害保険会社に解決 を依頼しますが、問題の解決がつかない場合に は、損害保険調停委員会を利用することができ ます。	そんがい保険相談室 （（社）損害保険協会） 0120-107808（携帯電話はご利用 になれません） 03-3255-1306（携帯電話もご利用 いただけます）
自動車保険・自賠責保険に ついての相談	自動車保険および自賠責保険の請求に関する 相談・苦情を専門の相談員がお受けします。	秋田自動車保険請求相談センタ ー（（社）損害保険協会） 018-823-5922

（注） なお、今後の被害の状況により、更に支援策が講じられることがあります。